

別居している被扶養者の条件について

別居している父母等直系尊属、兄弟姉妹を扶養者と認定するには、継続的に以下の条件をすべて満たす必要があります。以下の条件を満たさない場合には被扶養者として認定できかねますのでご注意ください。

国内に居住していること（住民票が日本国内にあること、留学等は除く）

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと。

仕送りが定期的かつ継続して行われていること。

（定期的な仕送りとは、原則、毎月を指し、賞与時等にまとめた送金等は、定期的な仕送りとは認められません。）

仕送り方法は、日付・金額・送金人・受取人が確認できる金融機関等からの振り込みをしていること。

（手渡しや同一口座の共有などは認められておりません。送金の実績が残る銀行送金控え等を必ず保存しておいてください。）

ご参考

健康保険法第3条第7項各号において、被扶養者は「主として被保険者により生計を維持するもの」と定められています。これは「主に被保険者に生活費を負担してもらって生活している人」ということです。同居（住民票で同世帯かつ実態として同じ住居に居住）の場合、家計は同一と考えられますので、送金事実の確認は不要ですが、別居の場合は家計が同一とは言えないため、定期的に仕送りをし、被保険者が被扶養者の生活費を主に負担していることを確認する必要があります。まったく送金をしていない、被扶養者が生活できる程度の金額を送金していない、被保険者からの送金額が被扶養者自身の収入より少ないなどの場合、「主として被保険者により生計を維持するもの」ということになりませんので、被扶養者ではない、ということになります。